

平成14年5月17日

控訴理由書提出に当たっての東京都意見

- 東京都外形標準課税無効確認等請求控訴事件 -

原判決は、一審被告としては到底承服できない判決である。

一言で言えば、原判決は証拠資料を十分に吟味した上での判断なのかと疑いたくなるような判決であるということである。具体的に例を挙げる。

原判決の掲げる国会の会議録の引用部分は、極めて不正確というか、一審被告が主張したとおり「応益税」の本質を有するとする政府委員の重要な答弁部分がいくつもあるのに、これらの部分は全て引用から漏れている。意図的な誤引用を疑いたくなるような不公正な引用である。シャープ勧告の引用も同様である。一審被告は、念のため、勧告原文である英文にも当たって再度確認してみたが、原判決のような意味には到底受け取れない。これらの文書は、ぜひ控訴裁判所において慎重に読み直していただきたい。

一審被告の条例制定時の検討資料に国会の会議録が含まれていないことを捉えて一審被告ないしその職員の重過失にも近い過失であるとまで指摘する一審裁判所が、会議録全体を、あるいはシャープ勧告全文を注意深く読んだとすれば見落とすはずのないところなのに、肝心の所を引用していないとか、勧告文を誤読しているというのはまことに不可解というほかない。意図的な誤引用、誤読ではないかと疑う所以である。もし、一審裁判所がこれらを冷静に読んだのなら、原判決のような結論には到底なり得なかったはずである。

次に、原判決は、租税は原則として応能税であるという先入観というか固定観念を抱いて判断しているのではないかということである。原判決の判示を検討すると、いろんなところで租税の一般原則について大きな誤解をしていることが判

る。担税力を意味する「応能」の概念と所得課税における「応能原則」の概念とを混同してしまったり、課税客体と課税標準を混同したりするために、論理の運び自体が混乱してしまっている。失礼な言い方になるが、原判決は、そもそも租税法の基本的な一般論を理解していないように思われる。その結果、地方税の大きな柱の一つである応益原則の存在自体を見失ってしまい、ほとんど存在自体を否定するような結論を導いている。これまで数十年にわたって通説として支持されてきた租税論を根底から覆してしまうような無茶な議論である。地方税の実際について一審被告が提出した証拠に基づく多くの事実から帰納するのではなく、これらの事実の一切を無視して、一般論（それも誤った一般論）を基に演繹的な論理操作だけで判断することの典型的な誤りの例とってよい。

最後に、原判決が、憲法のいう公平の考えと、憲法によって認められている地方自治体による地方自治の本質を見誤っていることを指摘しておかなければならない。原判決にいま少し真の意味での「公平」とは何かについての、また地方自治についての理解があれば、結論は違ったものになったであろう。時代は、ようやく地方自治の本質を理解し始めている。一審裁判所の考えは、時代錯誤の判断であり、将来を見誤るものであって、ひとり東京都のみならず、地方自治体としては見過ごせないところである。控訴裁判所においては、これらの点についても、もっと踏み込んだ実質的な配慮を基礎としてご判断いただきたい。